

令和6年度東京都立大泉高等学校附属中学校

インフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査 生徒募集要項

		インフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査
日 程	出願受付	令和6年2月 5日(月) 午前9時から午後3時まで 令和6年2月 6日(火) 午前9時から正午まで 本校への持参により受付
	検 査	令和6年2月15日(木) 集合時間及び検査時間は、出願受付時に通知
	発 表	令和6年2月22日(木) 午前9時 本校のホームページに掲載及び校内に掲示
	入学手続	令和6年2月22日(木) 午前9時から午後3時まで 令和6年2月26日(月) 午前9時から正午まで
募集人員	インフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査(以下、「追検査」という。)の募集人員は、令和5年10月26日発表の「令和6年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」に定める。	
応募資格	<p>本校募集要項(一般枠募集)を準用する。</p> <p>なお、追検査においては、本校の一般枠募集に出願し、検査日当日にインフルエンザ等の学校感染症に罹患した者又は学校保健安全法第19条により小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程の校長が出席停止の措置を行った者等(以下「罹患患者等」という。)となったことにより受検することができなかった者のうち、一般枠募集の適性検査の検査日当日の午後5時までに本校に電話連絡により追検査の措置を希望する意思を伝え、本校校長の確認を得た者とする。</p> <p>また、一般枠募集の検査日当日に受検者本人の責めによらず、やむを得ない入院等により受検することができなかった者で、第三者機関により証明ができる場合は、在学する小学校長等は都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に協議の上、本校校長から承認を得ること。</p>	
出願書類	<p>(1) インフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する措置申請書(様式追1) 本校のホームページ等からダウンロードして印刷し、記入する。</p> <p>(2) 医療機関の証明書又は小学校長等が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類(様式任意)</p> <p>(3) 受検票(一般枠募集の出願の際に出願サイト上で交付されたもの) 出願サイトからダウンロードして印刷する。提出時、本校で確認し返却する。</p> <p>(4) 入学考査料(2,200円) 本校の窓口において現金で納付する。</p>	
検査等の方法	<p>検査により思考力や判断力、表現力等、小学校での教育で身に付けた総合的な力をみる。</p> <p>(1) 適性検査(共通問題) 与えられた文章や資料を基に、課題を発見し解決する力や的確でまとまりのある文章を書く力等をみる。</p> <p>(2) 面接 コミュニケーション能力、思考力・判断力・表現力、協調性・将来性・リーダーシップ、出願の動機・進路実現に向けた意欲、本校の教育活動についての理解と意欲等をみる。</p>	

<p>総合成績の算出方法</p>	<p>(1) 報告書の取扱い、報告書の満点については、本校募集要項（一般枠募集）を準用する。</p> <p>(2) 総合成績の算出方法</p> <p>追検査の入学者の決定には、報告書、適性検査、面接の結果を点数化したものを換算後、総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。</p> <p>それぞれの項目の満点は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="443 436 1393 584"> <thead> <tr> <th>報告書の満点 (換算後)</th> <th>適性検査の満点 (換算後)</th> <th>面接の満点 (換算後)</th> <th>総合成績 (得点合計の満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300点</td> <td>600点</td> <td>100点</td> <td>1000点</td> </tr> </tbody> </table> <p>総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="443 672 1393 891"> <thead> <tr> <th>報告書点</th> <th>適性検査点</th> <th>面接点</th> <th>総合成績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>540点 ↓ (換算後)</td> <td>100点 ↓ (換算後)</td> <td>100点 ↓ (換算後)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>300点</td> <td>+</td> <td>600点</td> <td>+</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100点</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1000点 (総合成績)</td> </tr> </tbody> </table>	報告書の満点 (換算後)	適性検査の満点 (換算後)	面接の満点 (換算後)	総合成績 (得点合計の満点)	300点	600点	100点	1000点	報告書点	適性検査点	面接点	総合成績	540点 ↓ (換算後)	100点 ↓ (換算後)	100点 ↓ (換算後)		300点	+	600点	+			100点	=				1000点 (総合成績)
報告書の満点 (換算後)	適性検査の満点 (換算後)	面接の満点 (換算後)	総合成績 (得点合計の満点)																										
300点	600点	100点	1000点																										
報告書点	適性検査点	面接点	総合成績																										
540点 ↓ (換算後)	100点 ↓ (換算後)	100点 ↓ (換算後)																											
300点	+	600点	+																										
		100点	=																										
			1000点 (総合成績)																										
<p>合格候補者の決定</p>	<p>本校校長は、次の(1)及び(2)により合格候補者を適切に決定する。</p> <p>なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。</p> <p>(1) 追検査における男女別の募集人員に相当する人員を、本校校長が定めた入学者の決定の方法により、本校で定めた基準に達していると認められた者の中から男女別の総合成績の順に決定し、これを追検査における男女別の合格候補者とする。</p> <p>(2) 追検査における男女別の合格候補者の人員は、追検査における募集人員を超えてはならない。</p>																												
<p>入学手続</p>	<p>合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。入学手続期間内に入学意思確認書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。</p> <p>なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は東京都教育庁都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当と協議の上、決定する。</p> <p>本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。</p>																												
<p>本人得点の開示</p>	<p>本校募集要項（一般枠募集）を準用する。</p> <p>ただし、検査得点表の交付は令和6年3月18日（月）以降とする。</p>																												
<p>特別措置</p>	<p>本校募集要項（一般枠募集）を準用する。</p> <p>ただし、一般枠募集の出願時に提出している場合は、再度申請する必要はない。</p>																												